

10. 自己査定、開示及び償却・引当との関係 【三井住友銀行単体】

< 16年9月末現在 >						(金額単位 億円)		
自己査定 の債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率	
		非分類	分類	分類	分類			
破綻先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 5,811 (16年3月末比 +2,195)	担保・保証等により 回収可能部分 5,616(イ)	全額引当 195	全額償却 (注1)	個別 貸 倒 引 当 金 261 (注2)	100% (注3)		
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 11,241 (16年3月末比 786)	担保・保証等により 回収可能部分 4,616(ロ)	必要額 を引当 6,625		5,123 (注2)	77.3% (注3)		
要注意先	要管理債権 7,792 (16年3月末比 4,677) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・ 保証等による保全部分 3,819(ハ)				要管理債権に対する 一般貸倒引当金 1,606 (注3)	38.7% (注3)	19.1% (注3)
	正常先	要管理先債権以外の 要注意先債権			一般 貸 倒 引 当 金 4,193		3.8% [10.1%] (注4)	
正常債権 536,734		正常先債権				0.1% (注4)		

総 計 561,578		特定海外債権引当勘定 49	
A = + + 24,844 (16年3月末比 3,268) < 不良債権比率 (/)4.4% >	B 担保・保証等により回収可能部分 (イ+ロ+ハ) 14,051	C 左 記 以 外 (A - B) 10,793	引当率 (注5) $\frac{D}{C}$ 64.8%
		D 個別貸倒引当金 + 要管理債権に対する 一般貸倒引当金 (注2) 6,990	

$$\text{保全率} = (B + D) / A \quad 84.7\%$$

(注1) 直接減額 14,092億円を含む。

(注2) 金融再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含む(破綻先・実質破綻先 66億円、破綻懸念先 100億円)。

(注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」及び「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。

(注4) 「正常先債権」及び「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率。

但し、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を記載。

(注5) 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。